虎列剌豫防の義捐金募集

去る六月末虎列剌病毒長崎市街に發して忽ち全縣下に蔓延し遂に九州の各縣に廣がり今は中國筋の一二縣にも及び此程に至ては東京市街に侵入せんとするの勢あり既に該病に罹りて倒れたる者さへあり若し長崎市街の例を東京府下に再演する事もあらば其慘狀測られざるものあらん素より病毒の豫防に就ては當局者に於て夫れ〳〵方法を設け用意既に整ひたりと雖も斯る病毒蔓延の勢ある今日に當り市民は當局者の爲す所に一任して心を安んず可きに非ず況んや病毒一たび貧民の間に蔓延せば治療の資に窮して其慘狀見るに忍びざるべし隨て病毒傳染の勢を助け府民の禍一方ならざれば本社は此際廣く世間の慈善家諸君に義金を募り大日本私立衛生會に托して府下貧困者施療豫防の資に供せんとす世の慈善者諸君左の諸項に從ひ多少に拘はらず義金を投せられんことを乞ふ

時事新報社

一 義捐金は一口十錢以上とす
一 義捐金は東京市京橋區南鍋町二丁目十二番地時事新報社に送付せらるべし
一 時事新報社に於て義捐金を受取りたる時は日々正午時までに達したる分を取纒め義捐者の姓名並に義捐金額を翌日の新報に掲載し之を以て金員受取の證とす
一 時事新報社に集りたる義捐金は相應の高に達し次第隨時大日本私立衛生會に送付し同會に托して府下貧民のコレラ豫防施療の資に供し義金消費の方法は後日新報紙上に公告すべし

時事新報

左の一編は秋田縣能代に在る社友某氏が本社員へ贈りたる書翰の寫しあり書中の所記時事に適するもの少なからざれば揭げて今日の社説に代ふ

（前略）當地方は田舍の常とて別に申上候程の事も無之先達て中米價暴騰之砌は細民共頗る難儀の境に陷り處々に放火盜難等の沙汰多く物情騷然たる有樣に御座候處近頃米も少しく下向に相成り且土用以來打續き氣候順當にして本年の作柄も十が七八迄は充分との見込相立候爲め人氣も餘程穩に相成候樣相覺え申候北陸諸國にては米價騰貴の爲め處々に一揆騷動抔御座候得共當地は幸に材木の伐出し多く隨て和船の出入年一年より增加致し之が爲め其日暮しの細民も夫々相應の仕事ありて働きさへ致せば暮しの立たぬ者は無之夫れ故歟本年の如き年柄にも別に救助を受くる者も無之他方に比すれば餘程仕合せの姿に御座候併し一二例外の地方を別にして全國一體の上より申せば貧民の數は年々に多く相成り（人口繁殖の割合は殊に貧民に多し）彼等の仕事は却て年々に減少（文明の進歩は總て人工を省の一方に傾く）致候故此儘にて押行候はば遂には衣食の途を得ざる無數の窮民を生じて其始末に困却する樣相成可申歟と奉存候既に先頃伏木新潟邊にて貧民一揆を起して米商を脅し米の輸出を妨げ抔致候節其筋之役人は治安維持之爲めと稱し米商其他に說諭して一時輸出を差止めたる由即ち實際に於て貧民の申條を通用せしめたる姿にて此類の事度々有之候節は暗にソーシャリズムの蔓延を助け今後一國之經濟上に容易ならざる禍害を與へ可申事と奉存候貧民救助と稱して金錢米穀を施與するは害ありて益なきは申すまでも無之候得ども貧民に仕事を授けて自活之道を立てしめん爲め此際に工事を起すべし抔申す說も詰り姑息の策にて直に金錢を與ふると五十步百步の相違あるのみと奉存候勿論各地とも起す可き工事あらば人民鼓舞振興之時に起さんよりも今日之如き困弊之場合に起さんこと雙方之爲め（人民に仕事あき時あれば賃錢も安く使はるゝ故起業者にも便なり）にして是には誰も異論有之間敷候へ共日本國內の工事には限りあり工事に使ふべき金にも限りあり到底十年も百年も無數之貧民即ち年々增加する無數之貧民を救濟するに足らざるは明白の事に付目前之小安を偸まず眞實日本之爲めに百年之長計を畫し永遠治安之策を講ずるには他に方法なくては叶はぬ事と奉存候此方法に付而て或は外國移住と云ひ或は北海道殖民と云ひ又或は內國に在りても農業之改良とか實業之獎勵とか種々其方法も可有之小生等之淺薄を以てみれば正しく治安之大策なりと稱賛致候事は出來不申候へども兎に角此の貧民處分の一事は實に今後之一大問題にして各自充分に研究を要する事と存候間乍序小生之所感一通り申上候何卒此事に付御高見之概略新聞紙上にあり御表白被成下候はゞ小生等同感者に於ても渡世之方針を得て大に世益と相成可申奉存候先は暑中御伺旁地方之近況御報道申上度早々如此に御座候頓首

八月六日

官報

○海軍高等武官進級條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年八月十三日 海軍大臣子爵樺山資紀

勅令第百六十六號

海軍高等武官進級條例中左ノ通改正ス

第十一條中「刑罰」ヲ「禁刑」ニ改ム

第十四條中「停年」ヲ「敍任」ニ改ム

第十八條中「進級」ノ下「及大佐ノ少將ニ進ム」ノ九字ヲ加フ

勅令第百六十六號參照

勅令第廿二號海軍高等武官進級條例（明治廿二年三月七日官報）抄錄

第十一條 休職停職收禁及刑罰中ノ日數ハ實役停年ニ算入セス但陸海軍將校分限令第四條第二項ノ第二第三第四及第六ニ因リ休職ニ入ル者ハ一箇年限リ算入スルコトヲ得

第十四條 海軍大臣ハ上長官士官進級順序ヲ定ムル爲メ各所管長官ヲシテ候補名簿ヲ出サシメ之ヲ將官會議ノ調査ニ付シ決定候補名簿ヲ作ルモノトス

決定候補名簿ヲ作ルノ法ハ候補名簿中ヨリ進級セシムヘキモノヲ撰拔シ停年順序ヲ以テ其列序ヲ定ム

第十八條 將官及其同等官ノ進級ハ上裁ニ出ルト雖モ先ツ內旨ヲ海軍大臣ニ下シ然ル後除任スルヲ例トス

○海軍火藥工廠官制廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年八月十三日 海軍大臣子爵樺山資紀

勅令第百六十七號

明治二十二年（四月）勅令第五十二號海軍火藥工廠官制ヲ廢ス

○海軍造兵廠官制改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年八月十三日 海軍大臣子爵樺山資紀

勅令第百六十八號

海軍造兵廠官制

第一條 海軍造兵廠ハ兵器火藥及爆裂藥ノ製造改造修理購買ヲ掌ル所トス

第二條 海軍造兵廠ニ左ノ職員ヲ置ク

廠長	一人	大佐
造兵科長	一人	大技監
造兵科主幹	五人	技監又ハ技士
製藥技長	一人	少佐又ハ技監
製藥科主幹	二人	技監又ハ技士
檢查科長	一人	少佐
檢查科主幹	四人	大尉又ハ技士
會計課長	一人	主計少監
倉庫主管	一人	大尉
材料主管	一人	大主計
上等兵曹	二人	
技手	三十六人	（上等技工技工ヲ混用スルヲ得）
屬	三十一人	

第三條 廠長ハ海軍大臣ノ命ヲ受ケ廠務ヲ總理ス

第四條 造兵科ニ於テハ兵器ヲ製造修理シ及其圖案入費概算書ヲ作ルコトヲ掌ル

第五條 製藥科ニ於テハ火藥及爆裂藥ヲ製造シ及其入費概算書ヲ作ルコトヲ掌ル

第六條 檢查科ニ於テハ兵器火藥及爆裂藥ノ檢查試驗ノ事ヲ掌ル

第七條 會計課ニ於テハ金錢ノ收支材料物品ノ購買貯藏及火藥爆下ニ關スルコトヲ掌ル

第八條 倉庫主管ハ兵器火藥及爆裂藥ノ保管及其輸送ニ關スルコトヲ掌ル

第九條 材料主管ハ材料物品ノ出納保管スルコトヲ掌ル

第十條 科長課長主管ハ廠長ノ命ヲ受ケ其主務ヲ整理ス

第十一條 主幹ハ科長ノ命ヲ受ケ科務ヲ分掌ス

第十二條 上等兵曹ハ檢查科ニ屬シ檢查ニ係ル事ヲ掌ル

第十三條 技手ハ造兵科製藥科檢查科ニ分屬シ技術ニ係ル事ヲ掌ル

第十四條 屬ハ科長課長主管ニ分屬シテ書記計算ノ事ニ從ヒ又廠長ノ命スル特務ニ服ス

第十五條 第二條ニ揭クル職員ノ外軍醫三人看護手一人看病夫二人ヲ置ク

○文部省訓令第七號

北海道廳 府縣

明治二十年（八月）文部省訓令第十一號ヲ廢ス

明治二十三年八月十四日 文部大臣芳川顯正

文部省訓令第七號參照

文部省訓令第十一號（明治二十年八月六日）

凡ソ學校ニ於テハ普ニ其生徒ノ學力ノミナラス兼テ人物ノ如何ニ注目シテ學力ト人物トヲ査定シ各學期優等ノ二等ヲ卒業ノトキニ至リ之ヲ證明スル證書ヲ授與セシムヘシ就中尋常師範學校生徒卒業ノ上高等小學校長ニ任シ若クハ高等師範學校生徒ニ採擇スルモノヽ如キハ先ツ其人物ノ優等ナルモノヨリ之ヲ撰拔スヘシ

○大藏省告示第三十六號

一金百五十萬圓 七分利付金祿公債元金

右金額償還ノ爲メ本月中抽籤執行ス

但抽籤ノ都合ニ依リ償還金額ニ多少ノ增減アルヘシ

明治二十三年八月十四日 大藏大臣伯爵松方正義

○警視廳告示第十八號

炭疽熱蔓延ノ兆有之ニ付埼玉縣北埼玉郡川俣村外數町村牛馬ノ出入ヲ停止スル旨同縣ヨリ通知ニ依リ町村名告示及ヒ置候處猶左ノ町村ニ於テ出入ヲ停止スル旨通知アリ

北葛飾郡 高野村 八代村 田宮村 堤鄉村 杉戸村
南埼玉郡 百間村 須賀村

明治二十三年八月十四日 警視總監子爵田中光顯

○香港米穀商況 香港米穀商況ニ付キ同港駐在帝國副領事宮川久次郎ヨリ去月二十五日附ヲ以テ左ノ如ク報告アリ（外務省）

當港米穀商況ハ前回報告後引續キ氣配沈靜相場モ二週間前ニ比スレハ概シテ四五仙方下落セリ是レ日本ニ於ケル米價下落セシト盤谷及柴棍ヨリ多額ノ輸入アリシトニ因ル今本月（七月）二十四日附ノ相場（百斤）ヲ二週間前即チ同月七日ノ相場ニ比スレハ左ノ如シ但シ右二週日內ノ賣買總高ハ二千八百九十萬斤ナリ

品目	七月七日 最低	七月七日 最高	同廿四日 最低	同廿四日 最高
柴棍米立物	一、六二弗	一、六五	一、五八弗	一、六二
同丸粒上物	二、〇八	二、一三	二、〇三	二、一〇
同長形粒	二、二〇	二、二五	二、一〇	二、三〇
暹羅白米二號	一、六八	二、〇八	一、六四	二、〇四
暹羅白米一號	二、二八	二、二八	二、一四	二、二三
同菰白	二、五五	二、八五	二、五〇	二、八〇
撰上米	三、一〇	三、六五	三、〇〇	三、五〇

○法律第六十二號（昨日の續き）

裁判所位置及管轄區域表

控訴院	地方裁判所	區裁判所	國	郡市區町村
東京	浦和	（前續）	下總	中葛飾郡ノ內 [illegible]岡村
		川越	武藏	入間郡 高麗郡 比企郡ノ內 小見野村 三保谷村 中山村 出丸村 八ツ保村 伊草村 [illegible]木村 秩父郡ノ內 名栗村 吾野村
		熊谷	武藏	大里郡 幡羅郡 榛澤郡 男衾郡 兒玉郡 賀美郡 那珂郡 北埼玉郡ノ內 成田村 上中條村 小見村 今井村 大塚村 南河原村 北河原村 星河村 星宮村 持田村 太井村 下忍村 忍町 長野村 荒木村 須加村 新郷村 埼玉村 [illegible] 廣田村 太田村 川俣村 羽生町 共和村 [illegible]村 [illegible]名村 [illegible]村 比企郡ノ內 松山町 大岡村 福田村 宮前村 唐子村 羅井村 今宿村 高坂村 野本村 菅谷村 七郷村 八和田村 小川村 大河村 竹澤村 平村 玉川村 明覺村 秩父郡ノ內 大河原村 槻川村
		大宮	武藏	秩父郡ノ內 大宮町 横瀨村 高篠村 原谷村 皆野村 三澤村 白鳥村 尾田蒔村 大瀧村 白川村 中川村 影森村 諸山村 樋口村 野上村 國神村 金澤村 矢納村 日野澤村 下吉田村 大田村 長若村 小鹿野町 上吉田村 [illegible]尾村 三田川村 兩神村 薄ケ久保村
	前橋	前橋	上野	群馬郡 西群馬郡 南勢多郡 佐位郡 那波郡 東村 元總社村 古卷村 明治村 總社町 伊香保村 金島村 桃井村 駒寄村 小野上村 高山村 長尾村 豐秋村 山田郡ノ內 白郷井村 澁川町
		沼田	上野	利根郡 北勢多郡 吾妻郡ノ內 久賀村 大楊村 ［大間々町］
		中之條	上野	吾妻郡ノ內 中之條町 原町 長野原町 坂上村 [illegible]村 [illegible]村 中村 草津村 名久田村 太田村 澤田村 岩島村

所 長野 甲府 靜岡